

営業保証金取戻承認書

積立式宅地建物販売業法第23条第2項の規定により、下記のとおり、営業保証金の取戻しを承認する。

年 月 日

国土交通大臣

印

知事

殿

記

1 取戻しを承認する営業保証金

イ 金銭

金額	供託年月日	供託番号	供託所名
(計)			

ロ 有価証券

名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	供託価額	供託年月日	供託番号	供託所名
				円	円	円			
					(計)	(計)			

ハ 振替国債

銘柄	金額	供託価額	供託年月日	供託番号	供託所名
	円	円			
	(計)	(計)			

2 この営業保証金の取戻しは、次の基準日（年 月 日）までに限りすることができる。

3 その他参考となる事項

注 有価証券に関する欄には、振替国債を除いたものについて記載すること。